

第1回幌加内町議会定例会 第2号

令和7年3月7日(金曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 3 議案第16号 幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第19号 幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第20号 幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第21号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第22号 令和7年度幌加内町一般会計予算
- 10 議案第23号 令和7年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 11 議案第24号 令和7年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 議案第25号 令和7年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 13 議案第26号 令和7年度幌加内町奨学資金特別会計予算
- 14 議案第27号 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計予算
- 15 議案第28号 令和7年度幌加内町下水道事業会計予算

(追加日程)

- 1 発議第1号 幌加内町議会政務活動費の交付に関する条例について
- 2 動議案第1号 予算審査特別委員会の設置に関する動議について

○出席議員（ 8名）

議長	9番	小川雅昭君	2番	寺崎嘉男君
	1番	中南裕行君	5番	中川秀雄君
	4番	中村雅義君	7番	藤井祐君
	6番	稲見隆浩君		
	8番	蔵前文彦君		

○欠席議員（ 1名）

3番 小関和明君

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君
副町	長	大野克彦君
教	育	村上雅之君
総務課	長	中河滋登君
産業課	長	清原吉典君
建設課	長	宮田直樹君
住民課	長	山本久稔君
保健福祉課	長	加藤誠一君
教育次	長	安芸修君
地域振興室	長	新江和夫君
診療所事務	長	内山渉君
会計管理者		岩本美佐江君
朱鞠内支所	長	三上賢逸君
農業委員会	長	笠井正展君
監査委員		菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局	長	蔵前裕幸君
書	記	

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがって、発言を許します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村雅義君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、中村議員。

○4番（中村雅義君） 通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

まず、一点目としては、農産加工総合センターの建替えの進捗状況についてです。昨年、第1回定例議会で一般質問での答弁をいただきました。その後、9月に産建文教常任委員会での産業課からの総事業費が16億から34億余りで修正されたこと、また、事業自体は、ほろかない振興公社となり、町としては、産業課内にそば加工施設整備支援室を設置されたと説明がありました。その後、加工センターの建替えに向け、そば加工施設整備支援室の中で検討が進められているとは思いますが、途中、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度に振興公社の収支見通しが困難なため、計画が滞った時期もありますが、それから建設計画から6年が経過しており、人件費の高騰、資材の高騰など、建設コストは上昇していて、今後も更に上がる可能性もあります。今まで、様々な障壁はありましたが、町の第8次総合振興計画で掲げられている「そばのまち幌加内」として、更なるブランドの強化のために、強い意志で挑んで頂きたいと思ひますし、持続可能な「まちづくり」のためには、加工センターの建替えは必要と認識しています。

そこで、4点ほど質問させていただきます。

一つ目、国庫補助金や起債、その他の財源の見通しは、どのように検討され、更に、事業費が上がった場合、どのように考えるのか。

二つ目として、公社の出資者である町、JA、商工会との協議は、どこまで行われているのか。

三つ目として、町民のための公社であり、これまでにない巨額の投資を行う事業であること、また、この事業は、「そばの加工」が主で、町民の一部からは、恩恵が偏っているとの意見もありますので、町民に向けての説明が必要と考えますが、機会を設ける考えはあるのか。

四つ目として、建設後の返済計画、特に販売計画や「ほろかないそばブランド」として販売戦略をどの様に検討されているのか。

以上、4点について、町長の所信をお聞かせ願ひます。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

ご質問のとおり、農産加工研究センターの建替え計画については、「幌加内そば」の付加価値を高めた製品の製造、販売が期待され、本町の産業全体にとっても大きな波及効果が期待されているところであります。建設から30年以上が経過したということで、建物及び設備等につきましても、経年劣化が進んでおります。令和元年11月の臨時株主総会におきまして、建設の承認を頂き、進めてきたところであります。しかしながら、翌年2月に発生したコロナ禍によりまして、加工センターの売り上げが激減をいたしました。このことによりまして、令和2年6月の株主総会において、計画を凍結したものであります。その後、コロナ禍も一段落し売り上げもある程度回復してきたことから、令和4年度に入りまして、再度、建設計画を検討してきたところであります。

まず、ご質問の一点目でございます。物価高騰の影響により、事業費の高騰が著しい中、昨年暮れに国の補正予算によりまして、共同利用施設の再編集約・合理化を進める施設整備補助、こういったものが新たに制定をされたことであります。この事業は、補助率が有利なこと、そして採択要件も若干緩和された制度であると同っております。まずは、国庫補助これを確実に取りに行きたい、採択に向けて事務を進めているところであります。また、補助残につきましては、起債・ふるさと納税の活用等を計画しているところでありますが、建設コストの上昇は、これからも避けられないと思っております。とにかく事業費を、どこまで抑えられるのか、協議をしているところであります。本事業実施に当たりましては、本町の基金、この取り崩しは不可欠であると考えております。限りある財源の中、将来に渡り、大きな財政負担を残す事にはならないため、今後の事業費の高騰に加え、財源確保の目途が立たない、そういった判断をした場合は、再度凍結・あるいは見直しの判断も必要であると考えております。

二点目の件でございます。これにつきましては、昨年2月8日開催の振興公社の株主総会において、建設計画の承認を得ているところでありまして、その後、6月3日開催の定期総会、及び10月30日の取締役会におきましても、建設計画を説明し、了承を得ているところであります。

三点目であります。「幌加内そば」は、現在一定のブランドが確立されてきたところであると思っております。ここに至るまでには、まずは、良質で安定した「そば」を生産する、これは生産者の皆様の努力であります。そして、この生産されたそばを流通から有利販売、こういったことにつきましては、農協さん系統の努力であります。そして、そばの館、そばの牙城あるいは雪の御殿など、他には例のない、そばの大型専用施設の建設に対します行政支援など、3者がスクラムを組んで取り組んできた成果でもあります。そしてこの間、より付加価値を上げ、本町全体の底上げと産業としての育成を図るため加工センターを建設し、「そばのまち幌加内」の確立に大きな礎を築き現在に至っているものと認識しております。私は、「幌加内そば」は本町のトータル産業であると位置づけおります。加工センターの存在は、6次産業化を具現化したものでありまして、生産者ばかりではなく、雇用の場の確保をはじめ、商工・観光業にも大きく寄与をしているところであります。ご質問にあります、恩恵が偏るとのご意見もあるというようなこともありますけれども、私は決してそのようなことはないと考えております。むしろ、今回の建設につきまして、論点は建設そのものではなくて、やはり町の財政規模と事業費の兼ね合いが再重視されるものと思っております。

そういった観点から、「建設の是非を伺うための町民説明」の機会を設けることは現在のところ持っておりません。しかしながら、事業を進める場合につきましては、事業の構想などにつきまして、町政懇談会などを通じまして、広く町民にもご理解を賜りたく存じている次第であります。

四点目であります、今回の計画では、振興公社があくまで事業を行うと、その事業に対しまして、残りの不足する自主財源につきまして、補助金として町が支出するということであります。あくまで事業に対しての補助金であるということから、振興公社が町に対して返還するという概念はないと認識しております。しかしながら、町としても多大な投資をするわけでございます。この事業によりまして、振興公社の経常利益を増大させていただいて、現在、指定管理者として振興公社に対します、いわゆる不採算部門の運営補助金を相当額支出しているところであります。経常利益を増大させていただいて、この補助金を圧縮することによりまして、間接的に町の投資額は改修できるものと考えておりますし、そうなることに期待をしているところであります。

販売計画についてであります。

既存施設の製造能力を、大きく上回る規模の能力を予定しているところであります。今まで対応できなかった販売先への対応、大手企業への売り込み、また、健康志向の高まりから国内産商品の販売、加えてハサップ認証輸出も見据えております。更には、著名人による販売戦略も視野に入れて検討をしているところであります。いずれにしましても、あらゆる手段を尽くしながら販売をしてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○４番（中村雅義君） 議長、４番。

○議長（小川雅昭君） ４番、中村議員。

○４番（中村雅義君） 今の答弁のように、本当にやっていただきたいのですが、更にまた、三点ほど質問したいのですが、一点目としては、この加工センターの建設においては、経営の収支、メインの販売においても、事業内容が専門的なことが多いと思います。その中で、施設が設置されているわけですが、専門的な人材や民間企業のコンサルティングなどの第三者も活用するような考えもあるのか。

二点目としては、町は筆頭株主であります。その中で、公社の運営、これから生産量が上がるということで、優秀な人材を育てるためにどのように関わり、先ほど、あらゆる手段の中で建物は建てるということ、販売戦略についてもあらゆる手段をとるというのですが、今現在どのように組み立てていくのか。

三点目としては、前回説明でフローチャートで示された管内の農協さん、穀と玄そばを供給するという図があった訳ですが、当然、それだけ生産量が上がるので、地元だけの玄そばだけでは間に合わないのはわかるのですが、その中で近隣の農協さんなどの集荷をするにあたって、どの程度の話し合いが行われているのか。この三点をお聞きしたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

事業内容は、かなり専門的になっております。今回の工場建設の特徴はそば粉の割合を非常に高めに8割あるいは10割の乾麺、こういった特徴を出して販売をしていきたいと考えております。技術的にもかなり専門的な要素が入るということで、これにつきましては議会でもご説明したとおり、長野県のおびなたさんから技術提供をして頂くということでもあります。もう一つは、販売PRの関係でございます。これについても、物を作ったからすぐ売れるとはなかなか難しいと思っております。販売戦略面につきましては、やはり、広く人材を公募したいという意思も持っております。今、国の制度で企業から人材派遣をしていただける制度が沢山あります。そういったものも活用をしていきたいと考えております。まだそのあたりが具体的なものにはなってございません。玄そばにあたっての集荷につきましては、出来上がった工場につきましては、幌加内産のそば、よそにも販売していかなければならないということで全量は賄いきれないということでもあります。きたそらちJAさんを主体に、もしくは、今質問にありましたとおり、管内のそばの集荷などにつきましては、補助金の採択要件自体が広域的な取り組みが求められると思います。幌加内だけではなくて、そば業界をより盛り上げようという要素があれば、補助金採択のポイントも上がるとのことです。その様な要素を補助金の申請の中に盛り込んでいるところであります。具体的な集荷にあたっては、正式ではありませんが、農協系統を中心に水面下の方で動いている、そういった状況でありますのでご理解を賜りたく存じます。

以上で終わります。

○4番（中村雅義君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、中村議員。

○4番（中村雅義君） ありがとうございます。是非とも加工センターについては、幌加内のブランド力を更に上げるよう頑張ってもらいたいと思います。

職員の人材確保と健康管理についてお伺いします。

町長の施政方針で述べられている人材確保についてお尋ねします。近年、役場職員の休職者が増えていると感じていますが、詳しいことはわかりません。夜間に役場施設を通りかかると、一定の部署が遅くまで明かりが点いているのをお見受けします。残業をされていると思うのですが、偏りがあるのではないかと危惧するところです。町長の施政方針では、事務の効率化・省力化を図るとともに、広域での連携を視野に入れて取り組むと申し出ておりますが、一方では、国から働き方改革や子を産み育てやすい環境づくりなど進められており、幌加内においては、役場が職員数の多い職場であります。人材を確保するためにも、魅力ある職場の環境を整えていく必要があると思います。本町においては、役場に限らず、町内企業において人手不足で職員採用に苦慮しているとお聞きしております。

そこで三点ほど質問します。

一点目として、現在、休職者がおられれば職場復帰に関する指導などの対応について。また、働き方改革、子を産み育てやすい環境づくりに対してどのように実施されているのか。

二点目として、各部署における人員配置、不足数はどのようになっているのか。

三点目として、職員採用に関して、今後の見通し、計画はどのようになっているのか。

以上、三点について、職員が生きいきと働ける、幌加内が見本となるような職場づくりを今後、

どのように職員を確保しながら考えていくのかお聞かせ願います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

まず、一点目でございます。

本当に人材不足で、国家公務員もそうですし、地方公務員、大変苦戦をしているところでございます。

休職者についてでございます。本町についても、今現在、該当者はおります。心身の故障ということであります。長期休暇を有することとして、地方公務員法、これに準じまして本町の条例を定めて、分限処分ということで休職をしているところであります。心身の故障につきましては、医師の診断書により7日以上の療養を有する場合、これは病気休暇として扱います。これにつきましては、最大で90日間の療養期間となります。その間に医師の診断、本人との面談を交え、職場復帰を促しているところであります。その90日間を過ぎますと、本人の意思を確認しながら休職期間へと移行することとなります。実際に辞令を交付して、休職に入りますと給料が8割と減額になります。そして1年経過をしますと傷病手当へと移行になります。また、休職期間が3年間を経過すれば免職とすることができることなどを本人に説明し、対応をしていかなければなりません。心身の故障については、それぞれ個々の受け止め方や取り巻く環境など、極めてデリケートな点が多く、慎重な取り扱いを行わなければならないように感じているところであります。同様に今後の進路の確認や部署異動希望などの聞き取りも面談の中で行います。本町では職場復帰プログラムを作成してございます。医師との相談や本人の意思を確認し、週数回からの出勤から徐々に職場に戻るような体制を整えています。休職者への対応や、働き方改革、並びに子育て環境、こういった制度は本町でも導入しております。不備はないと認識しております。こういった制度を活用するにあたりまして、制限するようなこともないと認識しているところであります。

2点目でございます。部署ごとに定数といったものは定めておりません。その部署で過不足があるかどうかの判断はしておりません。施策によりまして、その部署の人数が増えたり、プロジェクトが終わったら減らすなどそういったことも繰り返しておりますので、ご質問にありました、部署が偏っているのではないかと質問もありましたけれども、やはり仕事の内容によっては時期的なもの、あるいはプロジェクト的なもの、そういったものがあって時間外が偏った事実があったと思います。

三点目、職場採用についてであります。従来の方法はもとより、先般、近隣町と合同で募集・採用試験を行いました。その結果、4月から1名の事務職員採用が決まったところであります。また、専門職がなかなか来ていただけないこともございます。これにつきましては、学校訪問の実施、町村会試験に加えまして、社会人枠、こういったもので随時、募集を実施しながら職員確保に努めてまいりたいと思っております。また、先月2月に上川管内23市町村が連携し、業務に取り組むための「上川管内地域連携協創推進会議」が発足したところでございます。23市町村が連携する、あるいは上川総合振興局も連携するといった事業がありまして、この業務連携の中に専門分野の人材確保があります。成果が出ることに期待をしたいと思っております。職員数の適正化計画は60

名の実績でありますけれども、今後は 63 名まで採用したい、このような見通しを立てているところであります。加えて、今後、幌加内高校生が本町役場に就職出来る、このようなアプローチも進めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○4 番（中村雅義君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで 4 番、中村議員の質問を終わります。

次に 5 番、中川議員の発言を許します。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 私は、二点について質問いたします。

子どもの医療費無料化を 18 歳までにとということで質問しますが、子ども家庭庁が公表した、令和 6 年度「子どもに係わる医療費の助成についての調査」（2024 年 4 月 1 日）では、道内市町村の助成制度における対象年齢は、就学前までが 11 自治体。12 歳までが 6 自治体。15 歳までが 31 自治体。18 歳までが 130 自治体。22 歳（大学生）までが 1 自治体あると。内容には色々差があると思いますが、高校生までの助成が道内全体でみましても約 7 割以上という圧倒的な多数になっています。この件につきましては、令和 5 年、第 2 回定例会で同じ質問をさせていただいております。その時は、幌高生に限って幌加内診療所の受診に限り助成をすると、新しい制度を創設したとのことでした。その時の町長の答弁では、自治体間の拡充競争が過熱している事や他の自治体の動向、あるいは国の対策の動向も注視しながら対象を広げることについては、考えていきたいということで答弁をいただいております。あれから、やや 2 年が過ぎようとしておりますが、改めて現在、中学生までとなっている子どもの医療費助成について、幌高生のように道外から来ている高校生も含めて、本町に住所を有するすべての高校生に対象を広げるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

ご質問につきましては、令和 5 年議会第 2 回定例会の一般質問において、同様の質問があったところでございます。全国で統一した、子ども医療費助成制度が適切であると考えているところで、他の自治体の事例、国の対策の動向を注視し、判断していくといったことでありました。令和 5 年度に幌加内高校生の町内医療機関のみ助成をする制度を設けたところであります。その後、国の対策としては、地方単独事業とされたままで、制度的には特段、拡充措置の言及には至っていないところであります。また、急速に医療費無償の導入が進んでおります。18 歳に達する年度末、いわゆる高校生までの医療費助成を対象とした市町村数は、令和 5 年度・6 年度において、全国ベースで 400 以上増加したとなっております。現在、全国 1,741 市町村の内、通院で 1,448 市町村 83.1%、入院で 1,490 市町村 85.6%の市町村が高校生までを助成対象とし、そのほとんどが、所得制限な

しとされているところです。近隣の状況としましても、急速に増えております。上川管内で、15町村、北空知では5町全てが既に、高校生までの医療費助成を実施しているところであります。私といたしましては、全国知事会でも言及しております「子どもの医療無償化の全国一律展開」、これが一番、公平ではないかと考えておりますが、全国的な状況から見まして、やはり、これは本町も含め、実施に向けまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 諸般の状況を踏まえて、前向きに検討していくという漸進的な答弁がありましたので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

学校給食無償化についてです。この問題につきましても、私の記憶では、4回目になろうかと思っております。昨年、第1回の定例会でも同じ質問をしております。全国的な動きですが、道教育庁の北海道の学校給食の調査内容によれば、道内で小中ともに無償になっている市町村が、2020年度の「27」から2023年度には「54」と、急速に増えているとのことでもあります。上川管内を見ても、美瑛町や東川町に続き、つい最近、東神楽町でも新年度から無料にするとの報道もなされております。先般ありました、教育長の教育行政執行方針の中で、給食費について、食材の価格高騰などにより、成長期にある児童生徒への栄養価が高く、バランスの良い献立が提供できない可能性も出てきております。児童生徒の給食献立の充実や食材等の栄養バランスを総合的に判断し、給食費の在り方について検討してまいりますという内容でした。非常に悩み深い表現であると私も思っております。伺いますが、昨年と同様に給食費は据え置いて、食材等の値上がり分は公費負担にするという財政状況をとっている訳ですが、どういう方向で検討していこうとしているのかお聞きしたいと思っております。昨今の給食費の高騰というのは凄まじいものがありまして、例えば主食であります、お米でいいますと昨年から見まして1.7倍から2倍近くにもなっています。1食当たり、これまで40円前後だったものが、70円程度に上がっているというところもあります。食材費の高騰は家計を直撃しております。こんな時だからこそ、学校給食費の無償化、義務教育の無償化あるいは子育て支援からの観点からも必要だと考えております。給食費の無償化の選択肢も含めて、新たな検討をして頂きたいと思っております。答弁をお願いします。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、北海道内の自治体においても、給食費の無償化を行う自治体が増加しておりまして、上川管内においても同様の動きが広がっていることにつきましては、我々も承知しているところでもあります。多くの自治体での給食無償化は子育て支援や少子化対策を掲げ、実施がされているところであり、本町においても、子育て支援という観点から保育所の無償化や保育人材育成などの各種政策を進めており、その財源として、一部にふるさと納税を充当す

るなど、様々な子育て支援政策を進めていることなどを総合的に捉えた中で、給食費の無償化については、現在実施に至っていないのが現状であります。先の令和7年教育行政執行方針の中で、学校給食費について、方針を述べさせていただきましたが、今後も続く食材価格の高騰や児童生徒の減少による負担分母の縮小等の影響により、成長期にある児童生徒へ栄養価が高くバランスの良い献立が提供できない可能性があることから、これを踏まえ児童生徒の給食献立の充実や栄養バランスについて総合的に判断し、給食費の適正価格や在り方について検討してまいりたいというように述べたところであります。本町の学校給食については、法に基づく、保護者負担の原則に従い、給食食材費相当分を給食費として徴収しており、平成26年度に給食費を改定して以来、小学生は1食250円、中学生は1食304円を維持しているところであります。直近3年間の給食費徴収額に対し、給食食材費の決算につきましては、令和3年度で26万2,000円、令和4年度で87万6,000円、令和5年度で118万円の赤字決算となっており、不足分につきましては町の単独財源で負担をしているところであります。令和6年度決算見込みにつきましても、約100万円相当の赤字となり、これを町の方で負担しなければならない見通しであります。

まずは、現在の状況をしっかりと分析・精査し、給食費の在り方について、学校給食施運営委員会等のご意見を踏まえた上で、総合的に判断してまいりたいと考えております。また、文部科学省の発表にもありますが、一昨年の6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」に掲げた、給食費無償化の実現に向けた実態調査結果を受け、給食費無償化に関する課題なども公表されております。報道では、2026年度小学校の給食費無償化をはじめとして、国においても給食費無償化の具体的な動きが強まっている状況にもありますので、そうした国の動きにも注視しながら判断をしていく考えでありますのでご理解を賜りたいと思います。

○5番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで5番、中川議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時55分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案第15号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君）（議案第15号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行され、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されます。それに伴い、地方自治法も改正されることから、関係条例の一部を改正するものでございます。なお、検察庁との協議は、令和 6 年 9 月 6 日に協議済となってございます。新旧対照表でご説明申し上げます。右が旧、左が新でございます。期末手当、第 14 条 6 項の第 3 号アンダーラインの部分、禁錮を拘禁刑に改めるものです。続きまして、第 4 号も同様にアンダーラインの部分、禁錮を拘禁刑に改めます。7 項 1 号、アンダーライン部分を同様に改正するものでございます。11 項 1 号、この部分につきましても、アンダーライン部分を改正するものでございます。

第 2 条、幌加内町行政不服審査会条例の一部を次のように改正する。新旧対照表で罰則第 8 条のアンダーライン部分、懲役を拘禁刑に改正いたします。

第 3 条、幌加内町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。罰則の 17 条、アンダーライン部分を同様に改正するものでございます。

附則、施行期日 1 項、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

経過措置 2 項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。3 項、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。第 12 条に規定する懲役又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。第 4 項、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。第 5 項、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 15 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第16号

○議長(小川雅昭君) 日程第3、議案第16号、幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(中河滋登君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(中河滋登君)(議案第16号朗読、記載省略)

本件の提案理由でございますけれども、行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正となりました。マイナンバーカードから電磁記録、いわゆるカードについているチップ内には性別は残しますけれども、今、皆様が持たれているマイナンバーカードにつきましては、氏名の後に性別が載っております。それを次のマイナンバーカードからは消すという改正が行われます。また、マイナンバーカードの交付を受けている方で、スマートフォンに記録しているマイナンバーカードと同様に使えるように法律が改正されます。今、アンドロイド社とアップル社の物が主ですが、アンドロイド社につきましては、既にマイナンバーカードを読み取れるような機種も出始めているようでございます。ただ、この関係で実際にどういったサービスというものはまだ提供されていない状況でございます。そういった改正が行われたことによって、本町の条例において、条項ずれが生じるために、それを改めるものでございます。新旧対照表によりご説明申し上げます。右が旧、左が新、第2条の定義第2号で法第2条第8項を法第2条第9項に、3号、法第2条第12項を法第2条第13項に、4号、法第2条第14項を法第2条第15項に改める。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第17号

○議長(小川雅昭君) 日程第4、議案第17号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(中河滋登君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(中河滋登君) (議案第17号朗読、議案資料記載省略)

本件の提案理由でございますが、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により条例で関連する部分を一部改正するものでございます。新旧対照表により説明いたします。右が旧、左が新でございます。育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第8条の4、2項で3歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子に拡充するものでございます。続いて介護休暇、第13条、アンダーライン部分で第15条の2第1項において「配偶者等」という文言を付け加えます。この部分は、次のアンダーラインにかかりますが、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を追加するものでございます。第15条の2、任命権者は職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して仕事と介護との両立に資する制度又は措置、その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならない。2項、任命権者は職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。勤務環境の整備に関する措置として、第15条の3、任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が、円滑に行われるようにするため次に掲げる措置を講じなければならない。1号、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。2号、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。3号、その他、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。これらを加えて介護離職防止のために、職員が家族の介護に直面したそういったものに対して手厚くして改正をするものでございます。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1 番（中南裕行君） 議長。1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番。中南議員。

○1 番（中南裕行君） この条例は、非常にいい条例だと思いますが、配偶者等というのが、どこまでの範囲なのかお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） お答えいたします。

配偶者等でございますので、その他親族等までの範囲が介護に加わった場合と解釈をしております。誰々というのは実際に事例が出てきた場合に適切に対応していきたいと思っておりますので、その後の運用については、まだこれから実施するところでございますので、そのあたりは順応に対応していきたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

○1 番（中南裕行君） わかりました。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無ければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 18 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 5、議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第 18 号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由も前議案と同様、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、条例で関連する部分を一部改正するものでございます。内容的に

は、育児休業等について、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが出来ることを旧法では準用して運用していましたが、新法ではそれを明確化したように改正されておりますので、それに合わせ、本町の条例も改正されてございます。新旧対照表でございます。第19条、部分休業の承認、3項、旧条例では、第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項ということで規定してございましたけれども、先程申し上げましたように、明確化するというので新では、第61条の第20項で一部勤務しないことを明確化して改正をするものでございます。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、議案第19号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第19号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由ですが、令和6年度人事院勧告を受け、期末手当の支給率の改定関係でございます。パートタイム会計年度任用職員は、この改正については、翌年度に反映していることから、今回、改正するものでございます。新旧対照表、期末手当、第9条1項第2号でアンダーライン部分、100分の122.5を100分の125に改めるものでございます。これにつきましては、6月、12月、合わせて計0.05月分を引き上げる改正を行うものでございます。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○5番（中川秀雄君） 議長。5番。

○議長（小川雅昭君） 5番。中川議員。

○5番（中川秀雄君） 施行日の関係ですが、今ほど総務課長の方から令和7年4月1日から施行するということでありまして、一般職あるいは特別職も含めて、令和7年1月に改訂を行っているのですが、12月にさかのぼって施行されています。パート職員の場合は、翌年度に繰り越されている、減額改正の場合はそうではなくて、プラス改正の場合は繰り越される、ちょっと損になるという状況が発生しています。これは、さかのぼって施行することにはならないのですか。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） お答えします。

従前、最低賃金を下回った場合に、それに合わせて賃金を自動的に上げるという時に、同じような質問をお受けした記憶がございます。それにつきましても、会計年度ということで4月から3月までの年度契約ということでございますので、翌年度に反映をさせていただくという答弁でご理解をいただいたというように記憶してございます。他の町につきましては、調べておりますけれども中には全く反映させないような自治体もございますし、それに比べるとうちの方はきっちり翌年度に反映させているということでご理解をいただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。

○5番（中川秀雄君） はい。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） なければこれで質疑を終ります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、議案第20号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第20号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由につきましても、令和6年度の人事院勧告を受け、フルタイム会計年度任用職員の俸給表の改正を行うものでございます。新旧対照表にそれぞれ1級・2級の旧、新の俸給額が載っております。平均すると全体で3%アップと職員同様の改正となります。なお、本町においては対象者がおりませんが、今後対象者が出た場合に備え今回改正提案をするものでございます。俸給表につきましては、7ページまで載っておりますのでお見通しをお願いいたします。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第21号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、議案第21号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君）（議案第21号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

幌加内町簡易水道事業給水条例の関係法令となる、建設業法施行令の一部改正、令和6年12月11日公布、同月13日施行に伴いまして、建設業法施行令に条項ずれが生じました。具体的な改正内容は建設業法施行令の条文を引用している、水道法施行令規則第9条布設工事監督者の資格第4号及び第14条水道管理者の資格第5号中、建設業法施行令第34条を建設業法施行令第37条に改めるものであります。この給水条例の一部改正につきましては、昨年12月12日開催の議会定例会において、敷設工事監督者や水道技術管理者を確保するため、資格要件の緩和を、主な目的とした内容に改正するため、上程し可決頂いたところですが、先に説明しましたとおり、建設業法施行令の一部を改正する施行令は令和6年12月11日公布、同月13日施行されたため、幌加内町簡易水道事業給水条例第42条第1項第1号及び第43条第1項第8号中、第34条第1項を第37条第1項に改めるものであります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。なお、この施工日につきましては、12月議会定例会に上程しました同条例の一部改正の施行日と同日としています。施行日前に再度改正する特殊なケースではあります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時31分

午前10時32分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、蔵前議員外2名から幌加内町議会政務活動費の交付に関する条例についての件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第1 発議第1号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、発議第1号、幌加内町議会政務活動費の交付に関する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前議員。

○8番（蔵前文彦君） （発議第1号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号 ～ 日程第15 議案第28号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、議案第22号、令和7年度幌加内町一般会計予算から、日程第15、議案第28号、令和7年度幌加内町下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第22号、令和6年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君）（議案第21号朗読、記載省略）

幌加内町一般会計予算の概要について、ご説明いたします。

国の経済状況が景気に一部足踏みが残るものの、緩やかな回復をしている一方、先行きは欧米による高い金利水準の継続や賃金物価上昇等の影響により、十分に注意が必要とされております。このような中、政府は経済財政運営等改革の基本方針2024に基づき、物価上昇を上回る賃金の上昇及びDX等の分野における戦略的な後押しの実現に向け、少子化対策・子ども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義への移行を始めとした、重要政策課題に対応するため、予算編成が行われたところであります。本年度につきましては、4月より、雨竜ダムの建設事務所が役場別館に移転される事や幌加内高等学校の新入生が30名程見込んでおり、人口減の抑制や地域活性化に大きな期待を寄せているところであります。令和7年度は、細川町長3期3年目となり、平成12年度予算以

来となった50億を超える前年度予算と比較し、一般会計の総額は、46億円余りの編成となりましたが、今後も引き続き、地域経済や産業振興の状況等も考慮し、経常経費の削減に取り組みつつ、生活環境整備、子育て支援、地域医療・介護の確保、教育環境整備など確実に執行出来るよう、町長の施政方針で申し上げました内容で取り組むところであります。

それでは、一般会計予算書の202ページお開き願います。

資料といたしまして、令和7年度一般会計歳入予算内訳になっております。次に、203ページから令和7年度一般会計歳出予算内訳のNo.1からNo.3を添付しております。

まずは、一般会計歳入予算内訳からご説明いたします。この表は、1款町税から20款町債までの款別に前年度当初予算額と比較、財源区分、構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ総額で46億3,628万4,000円としており、前年度対比マイナス3億8,313万6,000円7.6%の減となっております。それでは、主な内容についてご説明いたします。

1款、町税についてですが、前年度対比プラス349万円2.1%の増となっております。主要な税目ごとでは、町民税は前年度対比プラス339万3,000円4.3%の増であります。主な要因は、国の物価高騰対策の定額減税により、昨年減収となった個人住民税が通常に戻るため増となるものであります。固定資産税ですが、大きな変動はありません。

2款、地方贈与税から8款、地方特例交付金につきましては、国の地方財政計画や収入見込等を勘案し、それぞれ金額を増減させております。

9款、地方交付税につきましては、前年度対比プラス3,100万円1.3%の増となっております。国の令和7年度地方財政計画では、出口ベースで1.6%の増となっていることなどを考慮し、増額しております。

10款、交通安全対策特別交付金では、前年度対比プラスマイナスゼロとなっております。道路交通法により、納付される反則金の一部が交付されるのですが、交通事故の減少により、交付される見込みがないことから、科目存置としております。

11款、分担金及び負担金では、前年度対比マイナス694万円36.5%の減となっております。主な要因は、道営土地改良区事業分担金の減によるものであります。

12款使用料及び手数料では、前年度対比マイナス906万9,000円5%の減となっております。主な要因は、令和7年度より開始する薬剤師不在に伴う、オンライン服薬指導により、薬の配送による利用者減を見込み、幌加内診療所、政和診療所、朱鞠内診療所の診療報酬使用料で1,708万円の減とするものであります。

13款、国庫支出金では、前年度対比プラス1,405万5,000円4.3%の増となっております。主な要因は、国の標準化に伴うシステム等改修によるもので、デジタル基盤改革支援補助金で3,124万8,000円の増によるものであります。

14款、道支出金では、前年度対比プラス1,044万2,000円5.1%の増となっております。主な要因は、地域づくり総合交付金で560万円の増によるものであります。

15款、財産収入では、前年度対比プラス1,843万円122%の増となっております。主な要因は、町有住宅貸付け料の増となっており、雨竜ダム事務所への貸付け収入によるものであります。

16款、寄付金では、前年度対比マイナス500万円7.7%の減となっております。ふるさと納税の寄付額減を見込んだものとなっております。

17 款、繰入金では、前年度対比マイナス 3 億 3,468 万 4,000 円 49.3%の減となっております。診療所、テルケア建設の町債償還分の充当として、減債基金で 8,170 万 9,000 円、その他財源補填で財政調整基金 1 億 7,429 万 1,000 円、合計で 2 億 6,000 万円を財源不足として、基金の繰入を行うものであります。なお、交付税において、1 億円程度の留保を見込んでおりますので、実質的な財源不足は 1 億 6,000 万円程度となっているところであります。

18 款、繰越金については特にございません。

19 款、収入では前年度対比プラス 1,648 万 9,000 円 12.7%の増となっております。主な要因は、幌加内高等学校の生徒増による、寄宿舎賄い収入で 1,067 万 6,000 円の増によるものであります。

20 款、町債では前年度対比マイナス 1 億 1,800 万円 17.2%の減となっております。主な要因は、令和 6 年度で事業が完了した事業による減、テレビ中継局改修事業や乾燥調製施設増強設備導入事業補助金の増によるものであります。また、過疎地域持続的発展特別事業いわゆる過疎債のソフト分につきましては、集約整備事業のほか、旧事業で総額 5,450 万円を計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて、歳出予算の主なところについてご説明いたします。なお、歳出予算は 203 ページ№1 から 205 ページ№3 までとなっております。この表は 1 款議会費から 15 款予備費まで款別の前年度当初予算額との比較、構成比及び性質別の前年度対比構成比を分析したものであります。

それでは、1 款、議会費についてですが、前年度対比プラス 61 万 6,000 円 1.7%の増となっております。主な要因は、政務活動費の交付金の増によるものであります。

2 款、総務費前年度対比プラス 1 億 294 万 6,000 円 18.6%の増となっております。主な要因は、テレビ中継局放送機アンテナ更新工事による 7,876 万円、デジタル基盤改革支援等業務委託料で 3,435 万 6,000 円の増によるものです。

3 款、民生費では、前年度対比プラス 6,923 万 4,000 円 18%の増となっております。主な要因は、アルク非常用発電機更新工事で 1,600 万 5,000 円の増、アルク浴室改修工事で 3,184 万 5,000 円の増によるものであります。

4 款、衛生費では、前年対比マイナス 4,170 万 8,000 円 20.1%の減となっております。主な要因は、医薬材料費で 1,018 万 5,000 円、幌加内診療所備品購入費で 570 万 8,000 円、最終処分場関係修繕で 2,625 万 8,000 円の減によるものであります。

5 款、労働費については特にございません。

6 款、農林水産業費では、前年対比マイナス 2 億 2,637 万 6,000 円 34.1%の減となっております。事業が完了した、国営かんがい排水事業負担金で 1 億 8,388 万 1,000 円の減、そば加工施設関係経費で 9,120 万円の減が主な要因となっております。

7 款、商工費では、前年度対比プラス 7,481 万 1,000 円 36.9%の増となっております。主な要因は、ルオント給湯配管等改修工事で 2,145 万円の増、ほろかない振興公社運営補助金で 4,440 万 6,000 円の増によるものであります。

8 款、土木費では、前年対比マイナス 4 億 1,951 万 3,000 円 41.2%の減となっております。事業が完了した庁舎別館改修工事で 1 億 7,595 万 6,000 円の減、民間賃貸住宅建設事業補助金で 1 億 6,000 万円の減、下幌加内線道路改良工事で 4,011 万 4,000 円の減によるものであります。

9 款、消防費では、前年度対比プラス 491 万 4,000 円 2.6%の増となっております。主な要因は、

全国瞬時警報システム受信機等更新委託料で、481万1,000円の増によるものであります。

10 款、教育費では、前年度対比プラス 2,882 万円 6.3%の増となっております。主な要因は、添牛内コミュニティセンター改修工事で 3,228 万 5,000 円、高等学校の調理業務委託料で 1,375 万 8,000 円、幌加内高等学校冷暖房設備設置工事で 3,550 万 7,000 円の増と、アエル舞台吊り物を含む各種特別修繕で 5,837 万 8,000 円の減によるものであります。

11 款、災害復旧費では、前年度対比プラス 195 万円の増となっております。主な要因は、これまで小規模な災害による修繕は、8 款、土木費で対応していたところでありましたが、近年の小規模災害の対応増加に伴い、11 款で一定額予算化するものであります。

12 節、公債費では、前年対比マイナス 303 万 9,000 円 0.5%の減となっております。主な要因は、平成 24 年度に 6,640 万円の借入をしました過疎対策事業債の償還が終了したことによるもの及び、平成 16 年に 1 億 4,040 万円の借入をした臨時対策債の償還が終了したことによるものであります。

13 款、諸支出費につきましては、前年度対比プラス 63 万円 22%の増となっております。主な要因は、令和 7 年に予定している民間賃貸住宅建設地となる土地取得費の増によるものであります。

14 款、職員費では、前年度対比プラス 2,378 万 3,000 円 3.4%の増となっております。主な要因は、一般職の給与、期末勤勉手当、共済組合負担金の増によるものであります。

15 款、予備費については、説明することはありません。

続いて、性質別についてご説明いたします。

まず、人件費についてですが、この人件費では議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与がここに分類されます。前年度対比プラス 1,812 万 6,000 円 2.4%の増であります。主な要因は、先ほど歳出 14 款、職員費で申し上げました一般職の給与等の増によるものであります。

物件費であります。報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比プラス 1 億 2,499 万円 14%の増であります。主な要因は、物価高騰により消費的性質の経費増であります。

維持補修費であります。道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費がここに分類されます。前年度対比プラス 1,320 万 6,000 円 4.5%の増であります。主な要因は、公共施設の除雪委託料、除雪センター会計年度任用職員の経費の増によるものであります。

扶助費ですが、医療費、児童手当などの扶助者に給付される経費がここに分類されます。前年度対比プラス 1,608 万 9,000 円 13.2%の増であります。主な要因は、歳出 3 款民生費の保育所運営費で 638 万円、児童手当費で 580 万 5,000 円の増によるものであります。

負担金ですが、各種団体や一部事務組合の負担がここに分類されます。前年度対比プラス 21 万 8,000 円 0.1%の増であります。特に説明はございません。

補助費等ではありますが、各種団体事業への補助金並びに交付金がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは除かれております。前年対比マイナス 9,748 万 1,000 円 14.8%の減であります。主な要因は、歳出 6 款、農林水産業費の関係補助金で 1 億 74 万 6,000 円の減によるものであります。

建設事業費ですが、災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などがここに分類されます。前年対比マイナス 4 億 6,850 万 3,000 円 36.2%の減であります。

主な要因は、前年度実施した国営かんがい排水事業負担金 1 億 8,388 万 1,000 円、8 款、土木費の庁舎別館改修工事 1 億 7,595 万 6,000 円、民間賃貸住宅への建設事業補助金 1 億 6,000 万円の事業完了に伴う件によるものであります。

災害復旧費につきましては、先程歳出で説明したとおりでございます。

交際費ですが、前年度対比マイナス 303 万 9,000 円 0.5%の減であります。歳出の説明で申し上げたとおりであります。

積立金ですが、前年対比プラス 1,754 万 5,000 円 615.4%の増であります。主な要因は、前年度実施した雨竜ダム建設事業事務所の移転に伴う、役場別館改修工事に公共施設等整備基金を充当していましたが、要した改修費は建物貸付料として 9 年をかけて国より、分割で回収するものとなっていることから、改修した貸付料を一般財源に充当するのではなく、基金に積み戻すため大きく増となっているところであります。

投資出資貸付金については特にありません。

操出金ですが、前年度対比マイナス 623 万 7,000 円 3.4%の減であります。主な要因は、簡易水道事業会計操出及び下水道事業会計操出金で 418 万 7,000 円の減によるものであります。

最後に予備費については特にございません。

第 2 表債務負担行為についてご説明いたします。

本年度につきましては、例年の農業関係、中小企業関係の事項に加え、庁舎、診療所、学校の事務用機器、これについてはパソコン、サーバーなどがありますけれども、これを北海道市町村備荒資金組合の低利な資金を活用することとしております。これらにつきましては、現行のウィンドウズでのサポートが、令和 7 年 10 月で終了することから、マイクロソフトのソフトウェアの更新プログラムやセキュリティ修整プログラムなどの提供がされなくなり、個人情報漏洩等の被害を防ぐためなどを含め、ウィンドウズ 11 への移行に伴う、機器の更新購入となっており、後年 4 年間に渡り分割返済するため、負担行為として設定するものであります。庁舎用のパソコン等の更新で 1 億 5,754 万円、診療所用の事務用品で 935 万円、学校事務用の機器で 2,134 万円の購入をそれぞれ予定しているところであります。

第 3 表地方債につきましては、後ほどお見通しをお願いいたします。

以上で令和 7 年度幌加内町一般会計予算の概要説明を終わります。

本年度につきましても、限られた財源の効果的な使用と経費節減に努めながら予算執行してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 23 号、令和 7 年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第 24 号、令和 7 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いいたします。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 23 号、第 24 号朗読、記載省略）

議案第 23 号の概要説明といたしまして、令和 7 年度の予算は、今述べましたとおり、5,578 万

7,000 円としております。前年度対比マイナス 278 万 6,000 円 1.7%の減となっております。要因としましては、道に定める事業費の納付金が対前年マイナス 591 万円 9.1%の減となったものでございます。また、保険給付費が、前年度対比 303 万 6,000 円 3.2%の増となったことが、主な要因でございます。以上で国民健康保険特別会計の概要説明といたします。

議案第 24 号の概要説明といたしまして、令和 7 年度の予算は 3,757 万 7,000 円としておりまして、対前年 376 万 8,000 円 11.1%の増となっております。要因としましては、保険料と負担金が 316 万 8,000 円 10.2%の増及び事務費負担金が 56 万 6,000 円 28.7%の増となったことによるものでございます。以上で後期高齢者医療特別会計の概要説明といたします。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 25 号、令和 7 年度幌加内町介護保険特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君）（議案第 25 号朗読、記載省略）

令和 7 年度幌加内町介護保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和 7 年度の予算総額は、2 億 198 万 4,000 円としており、前年度対比マイナス 143 万 4,000 円 0.7%の減となっております。主な要因につきましては、保険給付費の居宅サービス給付費で 645 万 2,000 円の増、地域密着型サービス給付費で 2,520 万 3,000 円の減、施設サービス給付費で 760 万 5,000 円の増など、各種サービスの利用者、対象者の増減を見込んだことが主な要因となっております。

以上で介護保険特別会計予算の概要説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 26 号、令和 7 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（安芸 修君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（安芸 修君）（議案第 26 号朗読、記載省略）

予算概要についてご説明いたします。

総額では、歳入歳出それぞれ 439 万 1,000 円、前年対比 18 万円の増となっております。主な内容としましては、歳出、貸付事業といたしまして、継続者 2 名、新規 7 名分を予算計上し、貸付総額 438 万円としております。歳入の返還事業は 6 名分を予算計上し、返還総額 144 万円としているところであります。

第 2 表債務負担行為に関する調書を提出しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 27 号、令和 7 年度幌加内町簡易水道事業会計予算並びに議案

第 28 号、令和 7 年度幌加内町下水道事業会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君）（議案第 27 号、第 28 号朗読、記載省略）

それでは、予算概要を説明いたします。

令和 7 年度予算は、収益的収支の収益である給水収益は 1,959 万 9,000 円その他の営業収益 235 万 7,000 円を計上し、前年対比 54 万円の減収となっております。営業外収益も含めた総収益は 1 億 230 万 4,000 円を見込んでおり、給水収益以外の主な収益は一般会計からの繰入である他会計負担金 1,190 万 2,000 円、他会計補助金 3,673 万円であり、非現金収入として長期前受金戻入 3,171 万 3,000 円などがあります。

収益的支出の費用の総額は 9,270 万円で前年対比 94 万 9,000 円の増額、主な増額要因は委託料及び消費税の計上によるものであります。

資本的収支は、収入総額 190 万円に対し、支出総額は 2,855 万 9,000 円であり、収支不足額 2,665 万 9,000 円が当年度分損益勘定留保資金 1,582 万 9,000 円及び当年度未処理分利益剰余金 1,083 万円で補填します

下水道会計予算の説明をします。

令和 7 年度予算は、収益的収支の収益である下水道使用料 2,278 万 7,000 円を計上し、前年対比 14 万円の減収となっております。営業外収益も含めた総収益は、1 億 2,938 万 3,000 円を見込んでおり、下水道使用料以外の主な収益は一般会計からの繰入金である他会計負担金 4,811 万 8,000 円、他会計補助金 1,303 万 1,000 円であります。非現金収入として、長期前受金戻入 3,731 万 7,000 円などがあります。

収益的支出の費用総額は 1 億 2,938 万 3,000 円で前年度対比 3,965 万 1,000 円を計上しております。主な増額要因は、委託料及び減価償却費などの計上によるものであります。

収益的収支は、収入総額 2 億 710 万円に対して、支出総額は 2 億 3,313 万円で前年度対比 9,132 万円の減額であり、主な要因としましては、農業集落排水処理施設の改築更新工事で 9,181 万円の減があったことによるものであります。

資本的収支の収支不足 2,603 万円は、当年度分損益勘定留保資金 2,603 万円で補填します。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、議案第 22 号、令和 7 年度幌加内町一般会計予算から議案第 28 号、令和 7 年度幌加内町下水道事業会計予算までの 7 件に関しまして、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第 2 動議案第 1 号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 2、動議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） （動議案第 1 号、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略しまして、本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、本件は動議案のとおり決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第 8 条の規定にかかわらず、議長から指名をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって委員長、副委員長につきましては議長から指名することに決定をいたしました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には 6 番、稲見議員、副委員長には 5 番、中川議員、8 番、蔵前議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしましたとおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名いたしましたとおりに決定を

いたしました。

◎延会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（小川雅昭君） これで本日の会議を閉じます。

閉会 午前11時36分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 7 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員